



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（法務情報課）…………… 6
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）…………… 6
- 大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例（危機管理課）…………… 7
- 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 7
- 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）…………… 8
- 一般職の職員の給与に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）…………… 8

規則

- 大和高田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則（介護保険課）…………… 3 1
- 宿日直手当支給規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 3 6

訓令

- 大和高田市職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 3 6

告示

- 大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る第1号事業者指定等に関する要綱の一部を改正する告示（介護保険課）…………… 4 7
- 放置自転車の移動、保管（生活安全課）…………… 4 8
- 職権消除（市民課）…………… 4 9
- 公示送達（収納対策室）…………… 4 9
- 公示送達（ 〃 ）…………… 5 0
- 公示送達（ 〃 ）…………… 5 0
- 公示送達（ 〃 ）…………… 5 1
- 大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示（児童福祉課）…………… 5 1
- 大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示（ 〃 ）…………… 5 3
- 平成30年度大和高田市一般会計補正予算等の公表（財政課）…………… 5 5
- 引取りのない自転車等の処分（生活安全課）…………… 6 9
- 指定地域密着型サービスの事業の廃止（介護保険課）…………… 7 0
- 都市計画法に基づく大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）…………… 7 0
- 市道路線認定に関する告示（土木管理課）…………… 7 0

公告

- 市営住宅の入居者の公募（営繕住宅課）…………… 7 1

○大和高田当麻線水路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)……………74

○公売公告兼見積価額公告(収納対策室)……………76

○公売公告兼見積価額公告(〃)……………78

○平成30年度大和高田市職員採用試験の実施(人事課)……………80

○大和高田市市場老人憩いの家解体工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)……………84

○菅原小学校消防設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)……………86

教育委員会

○大和高田市教育情報セキュリティ委員会設置要綱(教育総務課)……………89

○大和高田市教育委員会12月定例委員会の招集(〃)……………90

選挙管理委員会

○大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等(選挙管理委員会)……………90

○選挙人名簿抄本閲覧の状況の公表(〃)……………91

○大和高田市選挙管理委員会の招集(〃)……………91

原稿誤り

○平成30年11月10日付け大和高田市公報第358号正誤……………91

公布された条例のあらまし

◇大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

生活保護法の一部改正により進学準備給付金制度が創設されたことに伴い、庁内連携及び団体内他機関連携により利用できる特定個人情報に進学準備給付金の支給に関する情報を加えるため、規定を整備するものです。

2 内容

別表第2の1右欄の「生活保護関係情報」に、進学準備給付金の支給に関する情報を加えます。

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の限度額が引き上げられたことを受け、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

国民健康保険税の基礎課税額の限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げます。（第2条第2項及び第21条関係）

3 施行期日

平成31年4月1日

◇大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

消防団員が減少傾向にあり、定員割れをしている分団もあることから、消防団員を確保するため、団員の資格要件の緩和及び定年年齢の引上げを行うものです。

2 内容

1 団員の資格要件の緩和（第3条関係）

- ① 地域要件に「本市に勤務、通学する者」を追加します。
- ② 年齢要件について、年齢の上限を廃止します。

2 定年年齢の引上げ（第5条関係）

定年年齢を65歳から68歳に延長します。

3 施行期日

平成31年1月1日

◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに鑑み、議員の期末手当の支給割合を改定するものです。

2 内容

(1) 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第1条関係）

議員の平成30年12月期の期末手当の支給割合について、引上げ改定を行います。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.55月	1.55月	0.00月
12月期	1.7月	<u>1.75月</u>	0.05月
計	3.25月	<u>3.3月</u>	0.05月

(2) 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第2条関係)

議員の平成31年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.55月	<u>1.65月</u>	0.10月
12月期	1.75月	<u>1.65月</u>	▲0.10月
計	3.3月	3.3月	0.00月

3 施行期日

- ・平成31年4月1日(第2条の規定)
- ・公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用(第1条の規定)

◇特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改定するものです。

2 内容

1 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

特別職の平成30年12月期の期末手当の支給割合について、引上げ改定を行います。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.575月	1.575月	0.00月
12月期	1.725月	<u>1.775月</u>	0.05月
計	3.3月	<u>3.35月</u>	0.05月

2 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

特別職の平成31年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.575月	<u>1.675月</u>	0.10月
12月期	1.775月	<u>1.675月</u>	▲0.10月
計	3.35月	3.35月	0.00月

3 施行期日

- ・平成31年4月1日(第2条の規定)
- ・公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用(第1条の規定)

◇一般職の職員の給与に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに鑑み、本市の一般職の職員の給与等を改定するとともに、国家公務員に準じて平日の午前0時から午前5時まで勤務した管理職員等に対する管理職員特別勤務手当を支給できるよう、所要の

規定整備を行います。

2 内容

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

- (1) 全ての給料表について、給料額の引上げを行います。(別表第1から別表第3関係)
- (2) 宿日直手当の金額の引上げを行います。(第14条関係)
- (3) 平成30年12月期の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げます。(第18条関係)

○一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.225月	1.225月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.90月	0.90月	0.00月	
12月期	期末手当	1.375月	1.375月	0.00月	計0.05月
	勤勉手当	0.90月	<u>0.95月</u>	0.05月	
計		4.4月	4.45月	0.05月	

○再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.65月	0.65月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.425月	0.425月	0.00月	
12月期	期末手当	0.8月	0.8月	0.00月	計0.05月
	勤勉手当	0.425月	<u>0.475月</u>	0.05月	
計		2.3月	2.35月	0.05月	

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

- (1) 管理職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時(正規の勤務時間である時間を除く。)までの間に勤務した場合は、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額を支給できることとします。(第15条の2関係)
- (2) 平成31年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化します。(第17条及び第18条関係)

○一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.225月	<u>1.3月</u>	0.075月	計0.1月
	勤勉手当	0.90月	<u>0.925月</u>	0.025月	
12月期	期末手当	1.375月	<u>1.3月</u>	▲0.075月	計▲0.1月
	勤勉手当	0.95月	<u>0.925月</u>	▲0.025月	
計		4.45月	4.45月	0.00月	

○再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.65月	<u>0.725月</u>	0.075月	計0.1月
	勤勉手当	0.425月	<u>0.45月</u>	0.025月	
12月期	期末手当	0.8月	<u>0.725月</u>	▲0.075月	計▲0.1月

	勤勉手当	0.475月	<u>0.45月</u>	▲0.025月	
	計	2.35月	2.35月	0.00月	

- 3 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正(第3条関係)
- (1) 特定任期付職員の給料表について、給料額の引上げを行います。(第7条関係)
 - (2) 平成30年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げます。(第8条関係)

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.65月	1.65月	0.00月
12月期	1.65月	<u>1.7月</u>	0.05月
計	3.3月	3.35月	0.05月

- 4 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正(第4条関係)
- (1) 平成31年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。(第8条関係)

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.65月	<u>1.675月</u>	0.025月
12月期	1.7月	<u>1.675月</u>	▲0.025月
計	3.35月	3.35月	0.00月

3 施行期日

- ・平成31年4月1日(第2条及び第4条の規定)
- ・公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用(第1条及び第3条の規定)

条 例

条例第28号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第29号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第21条中「54万円」を「58万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例第2条及び第21条の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第30号

大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団に関する条例(昭和36年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「市長が任命し、団長以外の団員は次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て団長が」を「市長が、その他の団員は市長の承認を得て団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから」に改め、同条第1号中「居住する年齢18歳以上48歳未満の者」を「居住し、勤務し、又は通学する者」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 18歳以上の者

第5条第2項中「年齢65歳」を「68歳に達したときは、68歳」に改める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

条例第31号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「合計額を基礎として、6月に支給する場合には100分の155を、12月に支給する場合には100分の175」を「合計額に100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

条例第32号

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

大和高田市長 吉田 誠克

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を、「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

条例第33号

一般職の職員の給与に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月13日

大和高田市長 吉田 誠克

一般職の職員の給与に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同条第2項中「21,000円」を「22,000円」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の90」を「6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同条第5項中「次条において同じ。」から「次条第5項第3号において同じ。」からに、「同項」を「第18条第1項」に、「次条において同じ。」を「次条第1項において同じ。」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	

36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	

77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				

	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2(第3条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	157,900	202,300	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	372,700	454,000

23	201,900	246,900	374,500	455,900
24	203,600	249,600	376,400	457,600
25	205,100	252,100	377,700	459,300
26	206,600	254,600	379,500	460,900
27	208,300	257,100	381,300	462,500
28	209,900	259,400	383,200	464,000
29	211,400	262,000	385,000	465,500
30	213,100	264,400	386,900	466,800
31	214,800	266,600	388,800	468,100
32	216,500	268,800	390,800	469,400
33	218,000	270,900	392,500	470,600
34	219,800	273,100	394,200	471,300
35	221,600	275,300	395,800	472,000
36	223,400	277,300	397,600	472,700
37	224,900	279,600	398,800	473,300
38	226,700	281,600	400,300	
39	228,500	283,500	401,700	
40	230,300	285,500	403,100	
41	232,000	287,300	404,800	
42	233,700	289,700	406,200	
43	235,300	292,000	407,500	
44	236,900	294,500	409,000	
45	238,300	296,500	410,600	
46	239,700	299,000	411,900	
47	241,000	301,300	413,400	
48	242,200	304,000	415,000	
49	243,600	306,400	416,700	
50	245,100	308,800	418,100	
51	246,300	311,300	419,700	
52	247,800	313,600	421,200	
53	249,000	315,800	422,900	
54	250,200	318,000	424,400	
55	251,600	320,100	426,000	
56	252,700	322,300	427,600	
57	254,000	324,200	429,100	
58	255,100	326,300	430,600	
59	256,200	328,400	431,800	
60	257,400	330,400	433,000	
61	258,700	332,500	434,200	
62	259,800	334,600	435,500	
63	261,200	336,800	436,800	

64	262,300	339,000	438,000
65	263,600	340,700	439,200
66	265,100	342,900	440,400
67	266,600	344,900	441,600
68	268,300	347,100	442,800
69	269,700	348,900	444,000
70	271,100	350,800	445,200
71	272,500	352,800	446,400
72	273,900	354,800	447,600
73	275,000	356,400	448,700
74	276,400	358,300	449,300
75	277,800	360,100	449,800
76	279,000	362,000	450,300
77	280,200	363,800	450,800
78	281,400	365,500	
79	282,600	367,200	
80	283,800	368,800	
81	284,900	370,300	
82	286,100	371,800	
83	287,300	373,300	
84	288,500	374,700	
85	289,500	375,800	
86	290,600	377,200	
87	291,600	378,600	
88	292,800	379,900	
89	293,900	381,200	
90	295,000	382,500	
91	296,200	383,700	
92	297,400	385,000	
93	297,900	386,300	
94	298,900	387,400	
95	300,000	388,700	
96	301,200	389,900	
97	302,200	391,300	
98	303,300	392,300	
99	304,300	393,400	
100	305,400	394,400	
101	306,300	395,300	
102	307,400	396,300	
103	308,500	397,400	
104	309,500	398,500	

	105	310,100	399,200	
	106	311,000	400,100	
	107	311,800	401,000	
	108	312,600	401,900	
	109	313,500	402,700	
	110	313,900	403,600	
	111	314,300	404,400	
	112	314,800	405,200	
	113	315,400	405,800	
	114	315,800	406,500	
	115	316,300	407,200	
	116	316,800	407,900	
	117	317,400	408,500	
	118	317,900	409,000	
	119	318,300	409,400	
	120	318,800	409,800	
	121	319,300	410,200	
	122	319,700	410,500	
	123	320,200	410,800	
	124	320,700	411,000	
	125	321,300	411,200	
	126	321,600	411,500	
	127	321,900	411,800	
	128	322,200	412,000	
	129	322,400	412,200	
	130	322,700	412,500	
	131	323,000	412,800	
	132	323,300	413,000	
	133	323,500	413,200	
	134	323,700	413,500	
	135	323,900	413,800	
	136	324,200	414,000	
	137	324,500	414,200	
	138	324,700	414,500	
	139	325,000	414,800	
	140	325,300	415,000	
	141	325,500	415,200	
	142	325,700	415,500	
	143	326,000	415,800	
	144	326,200	416,000	
	145	326,500	416,200	

	146	326,700			
	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再任用 職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	343,500	436,700

24	203,600	221,500	345,800	438,000
25	205,100	223,000	347,500	439,300
26	206,500	225,000	349,300	440,500
27	208,100	227,000	351,200	441,500
28	209,600	229,000	353,100	442,600
29	211,300	230,800	354,900	443,800
30	213,000	233,500	356,700	444,600
31	214,700	236,200	358,400	445,400
32	216,400	238,900	360,300	446,300
33	217,800	241,500	361,600	447,200
34	219,500	244,300	363,300	447,700
35	221,200	246,900	364,800	448,200
36	222,900	249,600	366,600	448,700
37	224,300	252,100	368,500	449,200
38	226,000	254,600	370,000	
39	227,700	257,100	371,300	
40	229,400	259,400	372,900	
41	231,000	262,000	374,000	
42	232,700	264,400	375,400	
43	234,300	266,600	376,800	
44	235,900	268,800	378,300	
45	237,600	270,900	379,700	
46	239,100	273,100	381,300	
47	240,400	275,300	382,900	
48	241,800	277,300	384,400	
49	243,000	279,600	385,800	
50	244,400	281,600	387,300	
51	245,900	283,500	388,800	
52	247,100	285,500	390,200	
53	248,200	287,300	391,400	
54	249,600	289,700	392,700	
55	250,800	292,000	393,800	
56	252,000	294,500	394,900	
57	253,200	296,500	396,300	
58	254,400	299,000	397,500	
59	255,500	301,300	398,700	
60	256,700	304,000	400,000	
61	258,100	306,400	401,200	
62	259,100	308,800	402,200	
63	260,300	311,300	403,600	
64	261,200	313,600	404,900	

65	262,200	315,800	406,100
66	263,600	318,000	407,200
67	265,000	320,100	408,400
68	266,400	322,300	409,500
69	268,000	324,200	410,500
70	269,500	326,300	411,700
71	271,000	328,400	412,900
72	272,400	330,400	414,100
73	273,400	332,500	414,700
74	274,600	334,600	415,500
75	275,900	336,800	416,200
76	277,100	339,000	416,700
77	278,300	340,700	417,000
78	279,400	342,600	417,400
79	280,600	344,300	417,800
80	281,800	346,100	418,200
81	283,000	347,900	418,500
82	283,900	349,700	418,900
83	285,100	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	

	106	302,000	379,000	
	107	302,300	379,900	
	108	302,500	380,900	
	109	302,700	381,700	
	110	302,900	382,700	
	111	303,200	383,700	
	112	303,500	384,700	
	113	303,700	385,300	
	114	303,900	386,200	
	115	304,100	387,100	
	116	304,400	388,000	
	117	304,700	388,800	
	118	305,000	389,500	
	119	305,300	390,300	
	120	305,600	391,100	
	121	305,800	391,700	
	122	306,000	392,500	
	123	306,200	393,200	
	124	306,500	393,900	
	125	306,800	394,500	
	126		395,200	
	127		395,700	
	128		396,300	
	129		397,000	
	130		397,600	
	131		398,100	
	132		398,600	
	133		398,900	
	134		399,200	
	135		399,500	
	136		399,800	
	137		400,100	
	138		400,400	
	139		400,700	
	140		401,000	
	141		401,300	
	142		401,600	
	143		401,900	
	144		402,200	
	145		402,400	
	146		402,700	

	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
再任用 職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考(1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700	566,500
	2	250,400	336,100	400,800	474,000	569,600
	3	252,900	339,000	403,700	476,200	572,700
	4	255,400	342,000	406,500	478,500	575,800
	5	257,600	344,700	409,100	480,700	578,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900	581,100
	7	265,200	351,100	414,600	485,100	583,500
	8	269,000	354,200	417,300	487,300	585,900
	9	272,600	357,000	419,500	489,300	588,100
	10	276,600	359,900	422,200	491,400	589,600
	11	280,600	363,000	424,800	493,500	591,100
	12	284,600	366,200	427,500	495,600	592,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700	594,100
	14	292,400	372,700	432,400	499,800	595,200
	15	296,300	375,900	434,800	501,900	596,300
	16	300,200	379,600	437,300	504,000	597,200
	17	303,900	383,200	439,300	506,100	598,400
	18	307,500	385,900	441,700	508,100	599,400
19	311,000	388,700	444,000	510,100	600,400	

	20	314,600	391,400	446,400	512,100	601,400
	21	318,200	394,200	447,900	513,900	602,400
	22	321,900	396,800	450,300	515,700	
	23	325,400	399,400	452,600	517,600	
	24	328,900	401,800	454,900	519,500	
	25	332,400	403,800	456,900	521,200	
	26	335,200	406,100	459,200	523,000	
	27	337,800	408,300	461,400	524,800	
	28	340,400	410,600	463,700	526,600	
	29	343,200	412,900	465,800	528,200	
	30	345,300	415,000	468,100	530,000	
	31	347,500	417,000	470,400	531,800	
	32	349,900	419,100	472,600	533,600	
	33	352,100	421,000	474,600	535,200	
	34	354,500	422,800	476,700	537,000	
	35	356,700	424,600	478,800	538,700	
	36	359,200	426,600	480,900	540,500	
	37	361,400	428,500	483,000	542,100	
	38	363,800	430,500	484,800	543,700	
	39	366,200	432,400	486,600	545,100	
	40	368,400	434,400	488,400	546,700	
	41	370,700	436,200	490,100	548,200	
	42	372,100	438,000	491,900	549,600	
	43	373,600	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	
	49	381,700	450,400	504,000	557,500	
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	
	51	383,700	453,900	506,600	559,300	
	52	384,500	455,700	507,900	560,200	
	53	385,400	457,600	508,900	561,000	
	54	386,300	458,800	510,200	561,900	
	55	387,000	460,000	511,500	562,800	
	56	387,900	461,200	512,800	563,700	
	57	388,600	462,400	513,800	564,600	
	58	389,500	463,400	514,600	565,500	
	59	390,300	464,400	515,400	566,400	
	60	391,100	465,400	516,200	567,100	

61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用 職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100	

38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		

79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	

39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	

80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		

	121	296,000	326,900	360,800			
	122	296,400	327,200	361,300			
	123	296,700	327,500	361,800			
	124	297,100	327,800	362,300			
	125	297,300	328,000	362,600			
	126	297,500	328,300				
	127	297,800	328,700				
	128	298,200	328,900				
	129	298,400	329,100				
	130	298,700	329,300				
	131	299,100	329,700				
	132	299,500	329,900				
	133	299,700	330,200				
	134	300,000	330,600				
	135	300,400	331,000				
	136	300,700	331,400				
	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					

	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「にある職員」の次に「(次項において「管理監督職員」という。)」を、「の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第15条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第17条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	374,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円

5	608,000円
6	710,000円
7	830,000円

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては」を「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第4条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「前条に規定する市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「」を「前条に規定する市長が規則で定める職にある職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「前条に規定する市長が規則で定める職にある職員（次項において「管理監督職員」という。）及び」に、「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

規 則

規則第29号の2

大和高田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月1日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定の更新の申請)

第2条の2 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請は、指定更新申請書（様式第1号の2）により行うものとする。

2 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 指定、指定の更新、事項の変更、事業の廃止、休止若しくは再開又は指定の辞退若しくは取消し等の年月日

第5条に次の1号を加える。

(7) 介護支援専門員の氏名及び登録番号

第6条中「法第78条の11各号及び第115条の20各号の措置に係る事業所に関する」を「施行規則第131条の14各号及び第140条の31各号に掲げる事項のほか、」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに」を削り、同条第2号とし、同条第4号及び第5号を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

指定申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地
事業者 名称
代表者氏名 印

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ						
	名 称						
	主たる事務所の所在地	(〒 —)					
	連絡先	電話番号			FAX 番号		
		Email					
	法人の種別			法人所轄庁			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏 名	生年月日		
代表者の住所	(〒 —)						
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の	事業所等の所在地	(〒 —)					
	同一所在地において行う事業の種類			実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護					付表1
		認知症対応型通所介護					付表2
		小規模多機能型居宅介護					付表3
		認知症対応型共同生活介護					付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護					付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					付表6
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					付表7		

種類		看護小規模多機能型居宅介護				付表8	
		地域密着型通所介護				付表9	
	地域密着型 介護予防 サービス		介護予防認知症対応型通所介護				付表2
			介護予防小規模多機能型居宅介護				付表3
			介護予防認知症対応型共同生活介護				付表4
介護保険事業所番号						(既に指定を受けている場合)	
指定を受けている他市町村名							
医療機関コード等							

備考1 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

- 2 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 - 3 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
 - 4 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
 - 5 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
 - 6 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
 - 7 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「役員 の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。
- 様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2(第2条の2関係)

指定更新申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地

事業者 名称

代表者氏名 印

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日
代表者の住所	(〒 -)				
事業所	事業等の種類				
	指定有効期間満了日				
	フリガナ				
	名称				
	所在地	(〒 -)			
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき				
	フリガナ				
名称					
主たる事務所の所在地	(〒 -)				
管理者	フリガナ			生年月日	
	氏名				
	住所	(〒 -)			

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

変更届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地

事業者 名称

代表者氏名

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険 事業者番号	
指定内容を変更した事業所等		名称	
		所在地	
サービスの種類			
変更があった事項		変 更 の 内 容	
1	事業所(施設)の名称	(変更前)	
2	事業所(施設)の所在地		
3	申請者の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所		
6	登録事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)		
7	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等		
8	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	(変更後)	
9	運営規程		
10	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関		
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制		
12	本体施設、本体施設との移動経路等		
13	併設施設の状況等		
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号		
15	その他()		
変 更 年 月 日		年 月 日	

備考1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

規則第31号

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月13日

大和高田市長 吉田 誠克

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

宿日直手当支給規則（昭和34年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「4, 200円」を「4, 400円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当支給規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

訓 令**訓令第10号**

大和高田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月27日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市職員服務規程の一部を改正する訓令

大和高田市職員服務規程（昭和38年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「規程」を「訓令」に改める。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（出退勤の記録）」を付し、同条中「退庁」を「退勤」に改め、「（様式第1号）」を削り、「時刻」を「、その時刻」に改め、同条ただし書中「様式第2号」を「様式第1号」に改める。

第4条の2に見出しとして「（遅刻及び早退）」を付し、同条中「登庁したとき」を「登庁しようとするとき」に改め、「するときは、」の次に「あらかじめ所属長に」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、公務又は天災事変その他やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において遅滞なく届け出なければならない。

第5条の2第1項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第2項中「退職するときは、直ちに返還しなければならない」を「離職したときは、直ちに返還するものとする」に改め、同条第3項中「職員証の」を「職員は、職員証の」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、訂正又は損傷による再交付を受けようとするときは、現に有する職員証を添えて届け出なければならない。

同条に次の1項を加える。

4 職員証は、取扱いを慎重にし、他人に貸与又は譲渡してはならない。

第5条の3の見出し中「記章」を「き章」に改め、同条第1項中「左胸に付ける」を「正面上半身の見やすい箇所に着用する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、職員に貸与する市章及び職員名の刺しゅうがされている被服（以下「貸与服」という。）を着用するときは、この限りでない。

第5条の3第2項中「名札を付けている」を「名札又は貸与服を着用している」に、「記章」を「き章」に改め、同条第3項中「名札及び記章」を「き章」に改め、同条第4項中「名札及び記章」を「き章」に改め、同項前段中「ときは、」の次に「直ちに」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、損傷による再貸与を受けようとするときは、現に有するき章を添えて届け出なければならない。

第5条の3に次の2項を加える。

5 き章の亡失又は損傷が故意又は過失によるときは、職員は、再貸与に係る実費を弁償しなければ

ならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

6 前条第2項及び第4項の規定は、き章について準用する。

第6条及び第7条を次のように改める。

(勤務時間中の離席)

第6条 職員は、勤務時間中みだりに所定の勤務場所を離れてはならない。

2 職員が勤務時間中に一時所定の勤務場所を離れるときは、上司又は他の職員に対し、行き先を明らかにしておかなければならない。

(休暇)

第7条 職員が休暇を受けようとするときは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。)に定めるところによる。

2 勤務時間等条例第13条に規定する病気休暇の期間が7日以上になるときは、医師の診断書を人事担当課長に提出しなければならない。

第8条第1項中「欠勤しようとするときは、」を「欠勤するときは、欠勤する日の前日までに」に改め、同項中「具して」の次に「所属長に」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、負傷又は疾病その他やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において遅滞なく届け出なければならない。

第9条の見出しを「転居等の届出」に改め、同条中「転籍、転居」を「転居」に、「自分」を「人事管理上必要な事項」に、「当該異動のあった日から7日以内に」を「遅滞なく」に改め、「旨を」の次に「人事担当課長に」を加える。

第10条中「第4条の2及び第7条から前条までの規定による」を「第7条第2項の規定による」に改め、「及び願出」を削る。

第10条の2中「場合は、職務専念義務免除願(様式第4号)によるものとする」を「ときは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第6号)に規定する休暇願等承認兼勤務整理簿により所属長の決裁を受けるものとする」に改め、同条ただし書を削る。

第10条の3中「様式第5号」を「様式第3号」に、「人事課長に提出しなければならない」を「人事担当課長に提出しなければならない」に改める。

第11条の見出し中「災害発生」を「非常の場合」に改め、同条中「災害」を「非常事態」に改める。

第12条を次のように改める。

(事故等の報告)

第12条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

- (1) 文書、物品等を亡失し、又は損傷したとき。
- (2) 公務上又は通勤途上の事故があったとき。
- (3) 法律等に違反すると認められる行為をしたとき。
- (4) 職務を行うに際し、故意又は過失により他人に損害を与えたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に報告の必要があると認められる事故があったとき。

2 所属長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその状況を人事担当課長に報告しなければならない。

- (1) 前項の規定による報告その他の方法により同項各号に掲げる事実があったことを知り、かつ、当該事実を職員の服務に関するものとして人事担当課長に報告することが必要であると認めるとき。
- (2) 職員が死亡したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に報告の必要があると認められる事故があったとき。

第13条中「出張命令簿兼旅費請求書(様式第6号)」を「旅行命令(依頼)簿兼旅費請求書(確定用)(様式第4号)又は旅行命令(依頼)簿兼旅費請求書(概算用)(様式第5号)」に改める。

第14条の見出し中「事故」を「予定変更」に改め、同条中「次のいずれか」を「次の各号のいずれか」に、「場合」を「とき」に改める。

第15条を次のように改める。

出張を終えた者は、帰庁後速やかに書面により復命しなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭で復命することができる。

第17条第1項ただし書を削り、同条第2項中「当直」を「当直に服する者（以下「当直員」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当直員は、時間経過後であっても引継ぎを終えるまでは、引き続き当直勤務に従事しなければならない。

第17条第3項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めたときは、当直員を増減することができる。

第17条第4項を削る。

第18条第3項中「し、又は当直員を増減」を削る。

第19条中「人事課長」を「人事担当課長」に、「当直勤務命令（様式第7号）」を「当直勤務命令簿（様式第6号）」に改める。

第20条中「様式第8号」を「様式第7号」に、「人事課長」を「人事担当課長」に改める。

第22条中「様式第9号」を「様式第8号」に、「人事課長」を「人事担当課長」に改める。

第23条及び第24条中「規程」を「訓令」に改める。

様式第1号から様式第9号を削る。

附則の次に次の様式を加える。


様式第1号（第4条関係）

出勤簿

所属																										
氏名																										
月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	月計									
																	出勤	出張	特休	休暇	欠勤	遅刻	早退			
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日											
月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	月計									
																	出勤	出張	特休	休暇	欠勤	遅刻	早退			
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日											
月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	月計									
																	出勤	出張	特休	休暇	欠勤	遅刻	早退			
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日											
月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	月計									
																	出勤	出張	特休	休暇	欠勤	遅刻	早退			
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日											
月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	月計									
																	出勤	出張	特休	休暇	欠勤	遅刻	早退			
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日											

様式第2号(第5条の2関係)

(表面)

		年 月 日交付	
	大和高田市職員証		
職員番号	氏 名		
	住 所		
	生年月日	年 月 日	日生
大和高田市長 印			

(裏面)

注 意	
1. この証は、市職員として常時携帯すること。	
2. この証は、他人に貸与し、または譲渡しないこと。	
3. この証の記載事項に変更があったり、紛失したときは直ちに届け出ること。	
4. 職員でなくなったときは、直ちに返納すること。	

様式第3号(第10条の3関係)
(表面)

営利企業等従事許可願

大和高田市長 様 職員番号 氏名 大和高田市職員服務規程第10条の3の規定により、次のとおり営利企業等への従事を許可いただくようお願い出ます。	年 月 日 印
--	--------------------

1 従事を希望する職員			
<small>ふりがな</small> 氏名		生年月日	年 月 日
職名		所属	
現在の職務内容			

2 従事先		
名称		
所在地		
事業内容		
従事を必要とする理由		
事業への関与の内容及びその業務への従事時間		
収入の予定年額	円	
自 営 の 場 合	使用人の人数及び職員との続柄	
	事業の用に供する土地、建物等の種類・規模及び機械等の種類・数量	

様式第4号(第13条関係)

旅行命令簿兼旅費請求書

<確定用>

(年 月分)

所属	
氏名	
職級	

旅行命令権者印	命令日	月 日	鉄道賃	運賃	円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	宿泊料	夜数	夜	計
	出発日	月 日	船賃	特急料金	円			額	円	
	帰着日	月 日	船賃・航空賃		円			調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
旅行先			バス料金		円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	日当	路程往復	km	備考
旅行用件			車賃		円			日数	日	
			その他の料金		円			額	円	
			公用車利用 (借上バスを含む)		<input type="checkbox"/>			調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
旅行命令権者印	命令日	月 日	鉄道賃	運賃	円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	宿泊料	夜数	夜	計
	出発日	月 日	船賃	特急料金	円			額	円	
	帰着日	月 日	船賃・航空賃		円			調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
旅行先			バス料金		円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	日当	路程往復	km	備考
旅行用件			車賃		円			日数	日	
			その他の料金		円			額	円	
			公用車利用 (借上バスを含む)		<input type="checkbox"/>			調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
旅行命令権者印	命令日	月 日	鉄道賃	運賃	円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	宿泊料	夜数	夜	計
	出発日	月 日	船賃	特急料金	円			額	円	
	帰着日	月 日	船賃・航空賃		円			調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
旅行先			バス料金		円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	日当	路程往復	km	備考
旅行用件			車賃		円			日数	日	
			その他の料金		円			額	円	
			公用車利用 (借上バスを含む)		<input type="checkbox"/>			調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
旅行命令権者印	命令日	月 日	鉄道賃	運賃	円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	宿泊料	夜数	夜	計
	出発日	月 日	船賃	特急料金	円			額	円	
	帰着日	月 日	船賃・航空賃		円			調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
旅行先			バス料金		円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	日当	路程往復	km	備考
旅行用件			車賃		円			日数	日	
			その他の料金		円			額	円	
			公用車利用 (借上バスを含む)		<input type="checkbox"/>			調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
大和高田市長 殿			合計			旅行件数	件	請求額		円

上記のとおり旅費を請求します。

請求日

氏名

債権者番号

年 月 日

印

様式第5号(第13条関係)

旅行命令簿兼旅費請求書

<概算用>

(年 月分)

所属	
氏名	
職級	

旅行命令権者印		命令日	月	日	鉄道賃	運賃	円	交通機関経路 出発駅名等~到着駅名等	夜数	夜	概算計	
		出発日	月	日	船賃・航空賃	特急料金	円		宿泊料	額	円	
		帰着日	月	日	バス料金		円		調整の有無 の場 合	<input type="checkbox"/>		円
旅行先					車賃		円		路 程	往 復	km	備考
旅行用件					その他の料金		円		日 数		日	
					公用車利用 (借ヒスを含む)		<input type="checkbox"/>		日 当	額	円	
					調整の有無 の場 合		<input type="checkbox"/>		調 整	の 有 無	の 場 合	<input type="checkbox"/>
旅行命令権者印		精算日	月	日	鉄道賃	運賃	円	交通機関経路 出発駅名等~到着駅名等 <過不足理由等>	夜数	夜	確定計	
		出発日	月	日	船賃・航空賃	特急料金	円		宿泊料	額	円	
		帰着日	月	日	バス料金		円		調整の有無 の場 合	<input type="checkbox"/>		円
旅行先					車賃		円		路 程	往 復	km	備考
旅行用件					その他の料金		円		日 数		日	
					公用車利用 (借ヒスを含む)		<input type="checkbox"/>		日 当	額	円	
					調整の有無 の場 合		<input type="checkbox"/>		調 整	の 有 無	の 場 合	<input type="checkbox"/>
								概算請求額				円
								確定旅費額				円
					精算額			<input type="checkbox"/> 不足請求額				円
								<input type="checkbox"/> 過払戻入額				

大和高田市長 殿

上記のとおり旅費を請求(精算)します。

請求日

氏名

債権者番号

年 月 日

印

様式第7号(第20条関係)

代勤承認簿

認印	月日	当直者氏名	印	代直者氏名	印	事由

様式第8号(第22条関係)

当直日誌

市民課長		財産管理課長		人事課長		人事課長補佐		人事係長		人事係	
年 月 日 曜日						天候	正午 夕 翌朝				
当直者職・氏名		職員番号			職員番号			印		印	
①現金取扱						②文書收受					
摘要			金額		備考						
前当直員よりの繰越金額											
合計											
③公印使用状況											
④庁内巡視					火気		戸締 その他				
第1回	前 午 後	時	分								
第2回	前 午 後	時	分								
第3回	前 午 後	時	分								
第4回	前 午 後	時	分								
第5回	前 午 後	時	分								
⑤勤務時間外執務者氏名及び時間 その他の事項											

附 則

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

告示

告示第110号の2

大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る第1号事業者指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年9月28日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る第1号事業者指定等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る第1号事業者指定等に関する要綱(平成28年告示第144号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

提出書類		訪問型サービス	通所型サービス
1	付表1	○	—
2	付表2	—	○
3	法人登記証明書	○	○
4	運営規程	○	○
5	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○
6	事業所平面図	—	○
7	外観及び内部の様子がわかる写真	○	○
8	設備・備品等一覧表	—	○
9	従業者一覧表	○	○
10	従業員の清潔の保持・健康状態の管理について分かるもの	○	○
11	個人情報の取扱いについて定めたもの	○	○
12	事故発生時の対応について定めたもの	○	○
13	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○
14	誓約書	○	○
15	総合事業費算定に係る体制等に関する書類	○	○

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第6条関係)

第1号指定事業者変更届出書

年 月 日

大和高田市長 様

所在地

届出者

名称

代表者氏名

印

指定を受けた内容を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

		介護保険事業所番号																		
指定内容を変更した事業所(施設)	名称																			
	所在地																			
サービスの種類																				

変更があった事項		変更の内容
1	事業所（施設）の名称	（変更前）
2	事業所（施設）の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び	
6	登録事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	
7	事業所（施設）の建物の構造、専用区画	（変更後）
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	
9	運営規程	
10	その他（ ）	
変更年月日		年 月 日

【備考】

- ① 該当項目番号を○で囲んでください。
- ② 変更内容が分かる書類を添付してください。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

告示第123号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年12月3日

大和高田市長 吉田 誠克

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成30年11月7日			1							
平成30年11月12日	2		1							

平成30年11月15日	2									
平成30年11月27日									1	

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成30年11月5日	道路	大和高田市大字田井地内	1	
平成30年11月6日	道路	大和高田市材木町地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴取します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴取する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第124号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

平成30年12月3日

大和高田市長 吉田 誠克

記

1. 職権消除日 平成30年12月3日

2. 職権消除される者

省略（市役所前掲示場に掲示済み）

告示第125号

平成30年度市県民税第1期及び第2期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年12月5日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 この通知の発送年月日
平成30年度市県民税第1期 平成30年7月31日
平成30年度市県民税第2期 平成30年9月26日

- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第126号

平成30年度軽自動車税全期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年12月5日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 この通知の発送年月日
平成30年6月27日
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第127号

平成30年度固定資産税・都市計画税第3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年12月5日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 この通知の発送年月日
平成30年10月25日
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第128号

平成29年度国民健康保険税第5期、第6期、第7期および第8期の督促状と平成30年度国民健康保険税第1期、第2期及び第3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年12月5日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成29年度国民健康保険税第5期 平成29年12月26日

平成29年度国民健康保険税第6期 平成30年1月30日

平成29年度国民健康保険税第7期 平成30年2月27日

平成29年度国民健康保険税第8期 平成30年3月29日

平成30年度国民健康保険税第1期 平成30年8月23日

平成30年度国民健康保険税第2期 平成30年9月25日

平成30年度国民健康保険税第3期 平成30年10月24日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場に掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第129号

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年12月5日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第6項に定める」を「。以下「法」という。）第6条第1項又は同条第2項の」に改める。

第4条第2号中「前項」を「前号」に改め、「同法」を「雇用保険法」に改める。

第5条第1号中「並びに世帯全員」を「及びこれらの者の属する世帯全員」に改め、同条第2号中「証書」の次に「の写し」を、「書類」の次に「（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号。以下「控除対象扶養親族申立書」という。））」を加え、同条第4号中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）申請者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額）を証明する書類等当該事実を明らかにする書類

第6条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第7条第1項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同項第1号中「並びに世帯全員」を「及びこれらの者の属する世帯全員」に改め、同項第2号中「当該控除対象扶養親族の数を明らかにする

ことができる書類」を「控除対象扶養親族申立書」に改め、同項第7号中「雇用保険法による」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額)を証明する書類等当該事実を明らかにする書類

第8条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第9条中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

様式第6号を様式第7号とし、様式第2号から様式第5号までを1号ずつ繰り下げ、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

大和高田市長 殿

住 所
氏 名 _____ 印

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族				
1	フリガナ		続柄	生年月日
	氏 名			年 月 日生
	住所(別居の場合)			
2	フリガナ		続柄	生年月日
	氏 名			年 月 日生
	住所(別居の場合)			
3	フリガナ		続柄	生年月日
	氏 名			年 月 日生
	住所(別居の場合)			
4	フリガナ		続柄	生年月日
	氏 名			年 月 日生
	住所(別居の場合)			

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年(申請日が1月から7月

までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。

・所得税法上の扶養親族とは、前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡した日)において、次のいずれにも該当する方です。

- ① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人である
- ② あなたと生計を一にしている
- ③ 前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
- ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成30年8月1日から適用する。

告示第130号

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年12月5日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成16年告示第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第6項に定める」を「第6条第1項又は第2項の」に改める。

第5条第1項第1号中「第31条の10」を「法第31条の10」に改め、「課されないこととなる者」の次に「、地方税法第292条第1項11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となって男子であって現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者(以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。)」を加える。

第6条第3項第1号中「並びに世帯全員」を「及びこれらの者の属する世帯全員」に改め、同項第2号中「書類」の次に「(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第2号。以下「控除対象扶養親族申立書」という。))」を加え、同項第7号中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同号を第8号とし、同項第3号から同項第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 申請者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当するものをいう。以下同じ。)であるときは、当該申請者の子の戸籍簿本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額)を証明する書類等当該事実を明らかにする書類

第6条第4項第3号中「当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類」を「控除対

象扶養親族申立書」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 申請者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額)を証明する書類等当該事実を明らかにする書類

第7条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第8条中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第10条第1項中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第11条第1項中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第9号」に改める。

様式第8号を様式第9号とし、様式第2号からを様式第7号までを1号ずつ繰り下げ、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

大和高田市長 殿

住 所
氏 名 _____ 印

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族				
1	フリガナ		続柄	生年月日
	氏 名			年 月 日生
	住所(別居の場合)			
2	フリガナ		続柄	生年月日
	氏 名			年 月 日生
	住所(別居の場合)			
3	フリガナ		続柄	生年月日
	氏 名			年 月 日生
	住所(別居の場合)			
4	フリガナ		続柄	生年月日
	氏 名			年 月 日生

住所(別居の場合)

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡した日)において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の規定は、平成30年8月1日から適用する。

告示第131号

平成30年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成30年12月13日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)
- 2 平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 3 平成30年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)
- 4 平成30年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 5 平成30年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 6 平成30年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)
- 7 平成30年度大和高田市病院事業会計補正予算(第2号)
- 8 平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第8号)
- 9 平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 10 平成30年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第3号)
- 11 平成30年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 12 平成30年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 13 平成30年度大和高田市病院事業会計補正予算(第3号)

平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)

平成30年度大和高田市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,533,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 寄附金		10,471	2,396	12,867
	1. 寄附金	10,471	2,396	12,867
17. 繰入金		177,141	2,088	179,229
	1. 基金繰入金	177,141	2,088	179,229
18. 繰越金		1,207,860	18,708	1,226,568
	1. 繰越金	1,207,860	18,708	1,226,568
19. 諸収入		271,626	40,908	312,534
	4. 雑入	256,196	40,908	297,104
補正されなかった科目に係る額		23,801,902	0	23,801,902
歳入合計		25,469,000	64,100	25,533,100

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		237,750	297	238,047
	1. 議会費	237,750	297	238,047
2. 総務費		3,145,187	△14,537	3,130,650
	1. 総務管理費	2,653,210	△9,624	2,643,586
	2. 徴税費	288,197	2,260	290,457
	3. 戸籍住民基本台帳費	117,577	△7,913	109,664
	4. 選挙費	41,015	185	41,200
	5. 統計調査費	18,956	55	19,011
	6. 監査委員費	26,232	500	26,732
	3. 民生費		11,011,592	44,507
1. 社会福祉費		5,000,481	71,619	5,072,100
2. 児童福祉費		3,177,970	△15,674	3,162,296
3. 生活保護費		2,832,837	△11,438	2,821,399
4. 衛生費		2,808,122	14,110	2,822,232
	1. 保健衛生費	1,031,662	△5,521	1,026,141
	2. 清掃費	1,776,460	19,631	1,796,091
6. 農林水産業費		303,590	△45	303,545
	1. 農業費	303,590	△45	303,545
7. 商工費		110,169	448	110,617
	1. 商工費	110,169	448	110,617
8. 土木費		1,710,569	510	1,711,079
	1. 土木管理費	123,121	9,948	133,069
	2. 道路橋りょう費	175,360	0	175,360
	4. 都市計画費	1,232,250	△205	1,232,045
	5. 住宅費	154,706	△9,233	145,473
10. 教育費		2,729,872	18,810	2,748,682

	1. 教育総務費	450,116	△5,086	445,030
	2. 小学校費	542,474	△909	541,565
	3. 中学校費	172,166	5,565	177,731
	4. 高等学校費	384,227	4,113	388,340
	5. 幼稚園費	212,904	4,434	217,338
	6. 社会教育費	411,330	14,527	425,857
	7. 保健体育費	556,655	△3,834	552,821
	補正されなかった科目に係る額	3,412,149	0	3,412,149
	歳 出 合 計	25,469,000	64,100	25,533,100

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
広報誌等配送業務	平成32年3月末まで	2,052千円と消費税等に相当する額
市長選挙及び市議会議員選挙ポスター掲示板購入にかかる経費	平成31年4月末まで	3,406千円と消費税等に相当する額
市営斎場火葬業務等	平成32年3月末まで	9,787千円と消費税等に相当する額

市営斎場受付業務	平成32年3月末まで	1日当たり11千円と消費税等に相当する額に業務に要した日数を乗じて得た額
外国人講師派遣業務	平成34年3月末まで	55,323千円と消費税等に相当する額
文化会館の自主事業に係る経費	平成31年6月末まで	4,200千円
学校給食材料購入にかかる経費	平成32年3月末まで	8,757千円と消費税等に相当する額
	平成31年7月末まで	6,166千円と消費税等に相当する額
	平成31年4月末まで	10,639千円と消費税等に相当する額
給食配送業務	平成32年3月末まで	1日当たり12千円と消費税等に相当する額に業務に要した日数を乗じて得た額
給食廃棄物処理業務	平成32年3月末まで	2,920千円と消費税等に相当する額

平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,320千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,106,171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 県支出金		5,591,360	270	5,591,630
	3. 県負担金・補助金	5,591,360	270	5,591,630
9. 繰入金		596,439	△4,590	591,849
	1. 一般会計繰入金	596,438	△4,590	591,848
補正されなかった科目に係る額		1,922,692	0	1,922,692
歳入合計		8,110,491	△4,320	8,106,171

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		121,882	△4,320	117,562
	1. 総務管理費	103,763	△4,320	99,443
補正されなかった科目に係る額		7,988,609	0	7,988,609
歳出合計		8,110,491	△4,320	8,106,171

平成30年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)

平成30年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		13,345	300	13,645
	3. 一般会計繰入金	1,300	300	1,600
5. 繰越金		0	738	738
	1. 繰越金	0	738	738
補正されなかった科目に係る額		124,955	0	124,955
歳入合計		138,300	1,038	139,338

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		69,645	552	70,197
	1. 施設管理費	69,406	552	69,958
2. 医業費		68,134	486	68,620
	1. 医業費	68,134	486	68,620
補正されなかった科目に係る額		521	0	521
歳出合計		138,300	1,038	139,338

平成30年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,860千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,300,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		991,071	△2,860	988,211
	1. 一般会計繰入金	896,701	△2,860	893,841
補正されなかった科目に係る額		5,312,311	0	5,312,311
歳入合計		6,303,382	△2,860	6,300,522

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		130,104	4,550	134,654
	1. 総務管理費	78,130	4,550	82,680
3. 地域支援事業費		351,819	△7,410	344,409
	2. 包括的支援事業・任意事業費	139,705	△7,410	132,295
補正されなかった科目に係る額		5,821,459	0	5,821,459
歳出合計		6,303,382	△2,860	6,300,522

平成30年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,520千円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ813,558千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.繰入金		258,826	△2,520	256,306
	1.一般会計繰入金	258,826	△2,520	256,306
補正されなかった科目に係る額		557,252	0	557,252
歳入合計		816,078	△2,520	813,558

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		36,507	△2,520	33,987
	1.総務管理費	35,210	△2,520	32,690
補正されなかった科目に係る額		779,571	0	779,571
歳出合計		816,078	△2,520	813,558

平成30年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成30年度大和高田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度大和高田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	1,730,358千円	△22,977千円	1,707,381千円
第1項 営業費用	1,664,648千円	△22,977千円	1,641,671千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「349,989千円」を「345,699千円」に、「建設改良積立金 28,021千円」を「建設改良積立金 23,731千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	679,036千円	△4,290千円	674,746千円
第1項 建設改良費	511,174千円	△4,290千円	506,884千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	187,790千円	△27,267千円	160,523千円

平成30年度大和高田市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成30年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決業務の予定量)	(補正業務の予定量)
(2) 年間入院患者数及び外来患者数		
入院患者数	93,323人	94,024人
外来患者数	205,448人	206,180人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数		
入院患者数	256人	258人
外来患者数	842人	845人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	7,549,065千円	151,524千円	7,700,589千円
第1項 医業収益	7,170,324千円	151,524千円	7,321,848千円
支出			
第1款 病院事業費用	7,523,224千円	260,655千円	7,783,879千円
第1項 医業費用	7,253,013千円	259,373千円	7,512,386千円
第2項 医業外費用	241,609千円	1,282千円	242,891千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職員給与費	4,392,780千円	120,469千円	4,513,249千円

第5条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「821,460千円」を「961,646千円」に改める。

平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第8号)

平成30年度大和高田市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,564,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18.繰越金		1,226,568	31,500	1,258,068
	1.繰越金	1,226,568	31,500	1,258,068
補正されなかった科目に係る額		24,306,532	0	24,306,532
歳入合計		25,533,100	31,500	25,564,600

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.議会費		238,047	1,030	239,077
	1.議会費	238,047	1,030	239,077
2.総務費		3,130,650	8,624	3,139,274
	1.総務管理費	2,643,586	4,935	2,648,521
	2.徴税费	290,457	2,684	293,141
	3.戸籍住民基本台帳費	109,664	548	110,212
	4.選挙費	41,200	285	41,485
	5.統計調査費	19,011	70	19,081
	6.監査委員費	26,732	102	26,834
	3.民生費		11,056,099	10,511
	1.社会福祉費	5,072,100	3,320	5,075,420
	2.児童福祉費	3,162,296	6,291	3,168,587
	3.生活保護費	2,821,399	900	2,822,299
4.衛生費		2,822,232	4,730	2,826,962
	1.保健衛生費	1,026,141	1,026	1,027,167
	2.清掃費	1,796,091	3,704	1,799,795
6.農林水産業費		303,545	265	303,810
	1.農業費	303,545	265	303,810
7.商工費		110,617	325	110,942
	1.商工費	110,617	325	110,942

8. 土木費		1,711,079	1,191	1,712,270
	1. 土木管理費	133,069	411	133,480
	2. 道路橋りょう費	175,360	27	175,387
	4. 都市計画費	1,232,045	455	1,232,500
	5. 住宅費	145,473	298	145,771
10. 教育費		2,748,682	4,824	2,753,506
	1. 教育総務費	445,030	989	446,019
	2. 小学校費	541,565	99	541,664
	4. 高等学校費	388,340	1,749	390,089
	5. 幼稚園費	217,338	871	218,209
	6. 社会教育費	425,857	608	426,465
	7. 保健体育費	552,821	508	553,329
補正されなかった科目に係る額		3,412,149	0	3,412,149
歳 出 合 計		25,533,100	31,500	25,564,600

平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成30年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,106,621千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		591,849	450	592,299
	1. 一般会計繰入金	591,848	450	592,298
補正されなかった科目に係る額		7,514,322	0	7,514,322
歳 入 合 計		8,106,171	450	8,106,621

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		117,562	450	118,012
	1. 総務管理費	99,443	450	99,893
補正されなかった科目に係る額		7,988,609	0	7,988,609
歳出合計		8,106,171	450	8,106,621

平成30年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第3号)

平成30年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		738	212	950
	1. 繰越金	738	212	950
補正されなかった科目に係る額		138,600	0	138,600
歳入合計		139,338	212	139,550

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		70,197	212	70,409
	1. 施設管理費	69,958	212	70,170
補正されなかった科目に係る額		69,141	0	69,141
歳出合計		139,338	212	139,550

平成30年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成30年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,212千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,301,734千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7.繰入金		988,211	1,212	989,423
	1.一般会計繰入金	893,841	1,212	895,053
補正されなかった科目に係る額		5,312,311	0	5,312,311
歳入合計		6,300,522	1,212	6,301,734

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		134,654	325	134,979
	1.総務管理費	82,680	325	83,005
3.地域支援事業費		344,409	887	345,296
	2.包括的支援事業・任意事業費	132,295	887	133,182
補正されなかった科目に係る額		5,821,459	0	5,821,459
歳出合計		6,300,522	1,212	6,301,734

平成30年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成30年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ813,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.繰入金		256,306	160	256,466
	1.一般会計繰入金	256,306	160	256,466
補正されなかった科目に係る額		557,252	0	557,252
歳入合計		813,558	160	813,718

(歳出)		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		33,987	160	34,147
	1. 総務管理費	32,690	160	32,850
補正されなかった科目に係る額		779,571	0	779,571
歳出合計		813,558	160	813,718

平成30年度大和高田市病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成30年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款 病院事業費用	7,783,879千円	17,394千円	7,801,273千円
第1項 医業費用	7,512,386千円	16,990千円	7,529,376千円
第2項 医業外費用	242,891千円	404千円	243,295千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職員給与費	4,513,249千円	17,394千円	4,530,643千円

告示第132号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成30年12月17日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成31年3月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年9月1日から平成30年9月30日までの間

告示第133号

介護保険法第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により公示します。

平成30年12月18日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 介護保険事業所番号
2970201063
2. 事業者の名称
株式会社 紅朱
3. 事業所の名称及び所在地
リハビリデイサービスはあと
大和高田市材木町2番5号
4. サービスの種類
地域密着型通所介護
5. 廃止年月日
平成30年11月30日

告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年12月27日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
2. 都市計画を定める土地の区域
大和都市計画（大和高田市）市街化区域内
3. 縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課

告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

大和高田市長 吉田 誠克

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1551	高551号線	南本町1468番21先	
		南本町1665番1先	

公 告

公告第92号

大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）第4条第1項の規定により市営住宅の入居者を公募するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月3日

大和高田市長 吉田 誠克

1 市営住宅の名称等

名称（団地名）	所在地	規格	戸数	家賃
礪野	礪野北町14番2-205号	3K	1	① 10,200 ② 11,800 ③ 13,500 ④ 15,300 ⑤ 17,500 ⑥ 20,200
礪野	礪野北町14番2-206号	3K	1	① 10,200 ② 11,800 ③ 13,500 ④ 15,300 ⑤ 17,500 ⑥ 20,200
礪野	礪野北町14番3-205号	3K	1	① 11,400 ② 13,100 ③ 15,000 ④ 16,900 ⑤ 19,300 ⑥ 22,300
西坊城	大字西坊城322番地2（401号室）	3LDK	1	① 21,700 ② 25,100 ③ 28,700 ④ 32,300 ⑤ 36,900 ⑥ 42,600
サンライズ	材木町6番27-402号	3LDK	1	① 26,000 ② 30,000 ③ 34,400 ④ 38,800 ⑤ 44,300 ⑥ 51,100
サンシャイン	大字市場540番地1（101号室）	2DK	1	① 20,700 ② 23,900 ③ 27,400 ④ 30,900 ⑤ 35,300 ⑥ 40,700
サンシャイン	大字市場540番地1（303号室）	3LDK	1	① 26,400 ② 30,500 ③ 34,900 ④ 39,300 ⑤ 44,900 ⑥ 51,900

備考

- 1 礪野団地の全て及びサンシャイン団地の101号室においては、単身者（資格2（2）のア～コのいずれかに該当する者）可です。
- 2 西坊城団地、サンライズ団地及びサンシャイン団地においては、上記の表に掲げる家賃とは別に、駐車場使用料（月額2,000円）が必要です。
- 3 家賃は、次のとおりとします。
 ア 一般世帯の場合は、所得に応じて、上記の表の①～④の4段階のうちいずれか
 イ 高齢者世帯又は障害者世帯（裁量階層世帯）の場合は、所得に応じて、上記の表の①～⑥の6段階のうちいずれか

2 入居者資格

市営住宅を申し込むには、申込時に次の（1）から（6）までの条件の全てを具備していること。

- （1） 公募の日（平成31年1月11日）において、3か月以上大和高田市内に居住している者又は大和高田市内に勤務している者であること。
- （2） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は指定入居日から3か月以内に入籍予定の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。

- ア 申込日時点の満年齢が60歳以上の者
- イ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から3級まで)
- エ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度がウと同程度)
- オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)

カ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

キ 生活保護を受けている者

ク 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)

ケ ハンセン病療養所入所者等

コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

(ア) 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条の規定による収入(月額)が15万8千円以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合については21万4千円以下まで認められます。

ア 申込者又は同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合

(ア) 次のいずれかに該当する者

㊦ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)

㊧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級又は2級)

㊨ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度が㊧と同程度)

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)

(ウ) 次のいずれかに該当する者

㊩ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

㊪ 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)

㊫ ハンセン病療養所入所者等

イ 申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の者である場合

ウ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 市税等を滞納していない者であること。
- (6) 入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 募集案内・申込書の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成31年1月11日(金)から同月25日(金)まで(土、日及び祝祭日を除く。)
- (2) 配布場所 大和高田市役所 環境建設部営繕住宅課

4 申込書受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 平成31年1月11日(金)から同月25日(金)まで(土、日及び祝祭日を除く。)

(2) 受付場所 大和高田市役所 環境建設部営繕住宅課

5 申込方法及び受付について

(1) 市営住宅入居申込書に必要事項を記入し、市税等納付状況等調査及び暴力団員調査同意書を添付の上、持参してください。(郵送による申込みはできません。)

(2) 申込みは、1世帯1住宅に限ります。

(3) 申込書及びその他の提出書類は、一切返却しません。

(4) 市税等納付状況等調査同意書により調査を実施し、市税等に滞納が無い場合等に受付番号(公開抽選番号)を付した通知書を送付します。(滞納等のある場合は、不受理文書を送付します。)

6 選考方法の概略

公募している市営住宅の1戸に対して複数の申込者がある場合は、当選者及び補欠当選者2名を決定するため、次に掲げる日時及び場所で公開抽選を行います。(公募している市営住宅の1戸に対して申込者が1名の場合は、当該申込者が当選者となります。)

(1) 公開抽選の日時 平成31年2月1日(金) 午後2時から

(2) 公開抽選の場所 大和高田市役所 3階東会議室

7 入居資格審査と入居予定者の決定

(1) 入居資格審査を行うため、営繕住宅課から当選者に対して、入居手続通知書により必要な書類の提出について案内します。

(2) 当選者の入居資格審査は、営繕住宅課で行いますので、指定された日に(1)で案内した書類を持参してください。

(3) (2)で提出された書類を確認するため、実態調査を行います。

(4) (3)の実態調査の結果、市営住宅入居申込書及び(2)で提出された書類の記載事項が事実と相違していた当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。

(5) 入居資格審査を行えない当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。

(6) 当選者が入居資格審査に合格して初めて、入居予定者となります。

(7) (4)又は(5)において繰り上がる補欠当選者がいない場合は、再度、入居者募集を行います。

8 入居手続

(1) 入居予定者に対して入居手続通知書を郵送します。ただし、入居予定者が婚姻の予約者の場合は、原則として入籍の確認後に入居手続を行います。

(2) 入居手続日(鍵渡しの日)には、次に掲げる書類等が必要です。

ア 連帯保証人の住民票抄本、市町村税務関係課発行の直近の所得証明書及び印鑑登録証明書

イ 入居予定者の実印及び印鑑登録証明書

ウ その他市長が必要とする書類

(3) 入居手続の日時及び場所については、(1)の入居手続通知書で通知します。

(4) 入居を辞退する場合は、入居予定者が書面により辞退届を提出してください。

9 入居可能日、家賃の支払方法その他必要な事項については、入居手続き時に説明します。

公告第92号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年12月4日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	大和高田当麻線水路整備工事
2 工事場所	大和高田市 大字市場 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年3月31日(日)まで(次年度繰越予定)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p>

	<p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年12月5日(水)から平成30年12月11日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年12月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年12月5日(水)から平成30年12月13日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年12月18日(火)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年12月19日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年12月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p>

	<p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年12月21日（金）午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限基準比較価格	<p>¥6,520,000-（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第93号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

平成30年12月14日

大和高田市長 吉田 誠克

1	公売財産の内容	別紙付表のとおり
---	---------	----------

2	公売の方法	入札		
3	公売日時	参加申込	平成31年1月8日 午後1時00分から平成31年1月22日 午後11時00分まで	
		入札	平成31年1月29日 午後1時00分から平成31年2月5日 午後1時00分まで	
		開札	平成31年2月5日 午後1時30分	
4	公売場所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)		
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり		
6	公売保証金納付期限	平成31年1月8日 午後1時00分から平成31年1月22日 午後11時00分まで		
7	売却決定	日時	平成31年2月12日 午後1時00分	場所 大和高田市収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	平成31年2月12日 午後2時30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う。		
10	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 2. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 3. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。 5. 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ(http://www.city.yamatotakada.nara.jp/auction/koubai/index.html)でご覧いただけます。 		
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>				
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線236)</p>				

公売公告付表

売却区分 番号	大和高田市-3-1	見積価額	369,000 円
		公売保証金	40,000 円
公売財産の表示	(土地の表示) 所在 奈良県大和高田市甘田町 地番 662番17 地目 宅地 地積 46.82㎡ (一棟の建物の表示) 所在 奈良県大和高田市甘田町 662番地14、662番地15、 662番地16、662番地17 構造 木造セメント瓦葺平家建 床面積 141.66㎡ (専有部分の建物の表示) 家屋番号 甘田町 662番14の4 種類 居宅 構造 木造セメント瓦葺平家建 床面積 33.79㎡ 以上登記簿による表示		
	公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線 高田市駅から南へ約0.8kmの宅地。 ・当該物件は、所有者本人から中井ハウジング宅地建物取引業者に無償貸出中であるが、双方とも当物件の公売には承諾している。 ・対象物件の家屋は長屋4軒の西の端。土地は4筆に分筆されているうちの一つ。 ・西側に敷地内道路1.4m幅の進入道路有り、家の入口は北側 ・物件について内部の調査は行っていないが、外観から居住用とするには修繕が必要と考えられる。 ・当該物件は、公道に接していない。 	
利用状況・法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種居住地域 ・建ぺい率(指定) 60% ・容積率(指定) 200% 		
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 ・公売物件内の動産類の撤去、カギの受渡し等は、所有者と協議してください。 		

公告第94号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

平成30年12月14日

大和高田市長 吉田 誠克

1	公売財産の内容	別紙付表のとおり			
2	公売の方法	入札			
3	公売日時	参加申込	平成31年1月8日 午後1時00分から平成31年1月22日 午後11時00分まで		
		入札	平成31年1月29日 午後1時00分から平成31年2月5日 午後1時00分まで		
		開札	平成31年2月5日 午後1時30分		
4	公売場所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ (http:koubai.auctions.yahoo.co.jp/)			
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり			
6	公売保証金納付期限	平成31年1月8日 午後1時00分から平成31年1月22日 午後11時00分まで			
7	売却決定	日時	平成31年2月12日 午後1時00分	場所	大和高田市収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	平成31年2月12日 午後2時30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合を除く。)	
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う。			
10	その他	<p>6. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>7. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。</p> <p>8. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>9. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。</p> <p>公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ(http://www.city.yamatotakada.nara.jp/auction/koubai/index.html)でご覧いただけます。</p>			
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>					
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線236)</p>					

公売公告付表

売却区分 番号	大和高田市-3-2	見積価額	981,000 円
		公売保証金	100,000 円
公売財産の表示	(土地の表示) 所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 地番 142番5 地目 宅地 地積 58.07㎡ (主である建物の表示) 所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 142番地5 家屋番号 142番5 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階34.76㎡ 2階31.27㎡ 以上登記簿による表示		
	公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線浮孔駅から西へ約0.6km、近鉄南大阪線高田市駅より南東へ約1.7km(徒歩約20分) ・家屋内部の調査はしていないため、存置物があるかは不明 ・今回の公売は、それぞれの共有土地所有権(持分2分の1ずつ)と建物を一緒に出品する形になります。 	
利用状況・法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種居住区域 ・建ぺい率(指定) 60% ・容積率(指定) 200% ・高度地区 15m 		
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 ・公売財産の家のカギは、本人・市役所とも所有していません。 ・公売物件内の動産類については、所有者から口頭で撤去の承認を得ています。 		

公告第95号

大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)第6条の規定に基づき、平成30年度大和高田市職員採用試験の実施について次のとおり公告する。

平成30年12月14日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 職種及び試験区分、採用予定人員、受験資格など

職種・試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
建築技術職	2人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の建築専門課程を卒業した人又は平成31年3月卒業見込みの人

土木技術職	3人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程(農業土木を含む)を卒業した人又は平成31年3月卒業見込みの人
保健師	2人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人又は平成31年3月末日までに取得見込みの人
保育士・幼稚園教諭	15人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人又は平成31年3月末日までに両方取得見込みの人

- ◎「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人又は平成31年3月31日までに取得する見込みの人(当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。)を含みます。
- ◎「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人又は平成31年3月31日までに取得する見込みの人(当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。)を含みます。
- ◎ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。
 ※ 保育士・幼稚園教諭は、採用後に市立の保育所、幼稚園又は認定こども園のいずれかに配属予定です。
- ◎ 全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (5) 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されている者

2. 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	第1次試験	第2次試験
日時	平成31年1月27日(日) 午前9時15分集合 (午前8時45分受付開始)	平成31年2月6日(水) (時間は第1次試験合格者にのみ通知)
場所	大和高田市役所 (大和高田市大字大中100番地1)	第1次試験合格者にのみ通知
試験の対象と種類	【全職種】 ① 職場適応性検査 ② 教養試験 【建築技術職、土木技術職、保健師、保育士・幼稚園教諭】 ③ 専門試験	【全職種】 ① 小論文 ② 個別面接 【保育士・幼稚園教諭】 ③ 実技試験

合格発表	平成31年1月31日(木) 予定 (合否にかかわらず本人に通知します。)	平成31年2月中旬～下旬予定 (合否にかかわらず本人に通知します。)
------	---	---------------------------------------

- ※ 第1次試験の専門試験を受験される方につきましては、各自昼食を用意してください。
- ※ 合格者の受験番号については、それぞれの合格発表日に大和高田市ホームページでも掲載予定です。
- ※ 試験の内容に関する問い合わせについては、一切お答えできません。
- ※ 試験当日、災害等により試験開始時間が変更され、又は延期される場合には、大和高田市ホームページにおいてお知らせします。

3. 受験手続

(1) 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所3階人事課にて交付します。また、大和高田市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 受付期間及び受付場所(持参又は郵送により受け付けします。)

受付期間：平成31年1月7日(月)から平成31年1月15日(火)まで
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

受付場所：大和高田市役所3階人事課内 大和高田市職員採用試験委員会

- ※ 代理による持参も可とします。ただし、書類に不備がある場合は、一旦お返しすることになりますので、できるだけ受験者本人が持参するようにしてください。

郵送の場合は、下記の宛先まで必ず「簡易書留」で送付してください。

なお、郵送の場合も平成31年1月15日(火)必着です。

送付先：〒635-8511

大和高田市大中100番地1

大和高田市役所人事課内 大和高田市職員採用試験委員会

4. 提出書類(全職種とも必要となります。)

① 職員採用試験申込書

② 写真2枚(3カ月以内に撮影した上半身の写真(縦4cm×横3cm)で、1枚は申込書に貼付し、もう1枚は受験票用に持参し、又は同封すること。)

③ 返信用封筒(長形3号：23.5cm×12.0cmで、82円切手を貼付し住所宛名を書いたもの)

- ※ 第1次試験合格者には、大和高田市職員採用試験委員会が指定する期日までに、次に掲げる書類提出を求めます。

① 最終学校卒業(見込)証明書

② 資格証明書、免許証の写し又は取得見込証明書(写し不可。)

保健師、保育士・幼稚園教諭の受験者についてのみ必要となります。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類(運転免許証等顔写真入りのもの)を持参の上、直接来庁してください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験	不合格者 (本人に限る)	総合得点 総合順位	合格発表日から起算して2週間 大和高田市役所3階人事課

※ 開示できる時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

- ① 採用予定者 平成31年4月1日付採用予定者です。
- ② 採用候補者 平成32年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は平成32年3月31日までです。

(3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が平成31年3月末日までに卒業できなかった場合及び資格・免許取得見込みの人が所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿(採用予定者、採用候補者)から抹消します。

※ 本市では、職員の採用試験及び合格者決定を適正に行うため、民間有識者で構成される「大和高田市職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

7. 給与について

(1) 平成30年4月1日現在の初任給月額は、大卒179,200円、短大卒159,800円、高校卒147,100円です。他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。

(2) 初任給は、採用前の経歴等加算の基準となるものに基づいて加算されます。

(3) 全ての職種の給料について、行政職給料表を適用します。

8. その他

(1) 試験申込書の記載事項などに不備がある場合は、一旦お返しすることがあります。このために生じた申込の遅延等については一切の責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

(2) 受験資格が無いこと及び申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消す場合があります。

(3) この試験に関する提出書類は一切お返しいたしません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施及び職員の任用のためにのみ用い、それ以外の目的には使用しません。また、当該個人情報は大和高田市個人情報保護条例に基づき適正に管理いたします。

試験についての問い合わせ先

〒635-8511

大和高田市大中100番地1

大和高田市役所 企画政策部人事課内

大和高田市職員採用試験委員会

電話 0745-22-1101 (内線214)

大和高田市ホームページでも、採用試験情報を掲載しています。

<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>

公告第96号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年12月19日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	大和高田市市場老人憩いの家解体工事
2 工事場所	大和高田市 市場 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年3月15日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事又は土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項におけるとび・土工工事(平成28年6月1日時点で取得している者に限る。)又は解体工事の建設業許可を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p>

	<p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ③ 建設業許可証明書等の写し <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年12月20日(木)から平成30年12月27日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 郵送日 平成30年12月28日(金) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 配布の期間 平成30年12月20日(木)から平成30年12月27日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受付期限 平成31年1月10日(木)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成31年1月11日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 期限 平成31年1月16日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先

	〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成31年1月17日(木) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥2,390,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第97号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年12月26日

大和高田市長 吉田 誠克

1	工事名	菅原小学校消防設備改修工事
2	工事場所	大和高田市立菅原小学校校舎(大和高田市 大字根成柿 地内)
3	工事期間	契約締結日から平成31年3月15日(金)まで
4	工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事又は管工事(水道)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 甲種消防設備士第1類又は第5類の有資格者(消防設備士講習を5年以内に受講した者)を自社で有し、そのものを主任技術者として配置できる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>③ 消防設備士免状の写し(表裏共)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年12月27日(木)から平成31年1月9日(水)まで。 ただし、平成30年12月29日(土)から平成31年1月6日(日)までを除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7	競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>平成31年1月10日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年12月27日(木)から平成31年1月9日(水)まで。ただし、平成30年12月29日(土)から平成31年1月6日(日)までを除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年1月17日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成31年1月18日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年1月22日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成31年1月23日(水)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p>

	(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥2,490,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会訓令第4号

大和高田市教育情報セキュリティ委員会設置要綱を別紙のように定める。

平成30年11月26日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市教育情報セキュリティ委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市教育委員会並びに大和高田市立幼稚園、小学校、中学校及び高田商業高等学校における情報セキュリティに関する事項を総括し、情報セキュリティに対する方針及び基準(以下「教育情報セキュリティポリシー」という。)の承認等重要事項の決定を行い、情報セキュリティ対策の総合的な推進を図るため、大和高田市教育情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育情報セキュリティポリシーの策定、運用状況の評価及び見直しに関すること。
- (2) 教育情報セキュリティポリシーに基づいた教職員等(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第2項に規定する職員及び同法第31条第1項に規定する職員をいう。)への教育及び研修に関すること。
- (3) 情報セキュリティ事故の復旧作業等の対応、原因究明及び再発防止策の検討に関すること。
- (4) その他情報セキュリティ対策に係る総合調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者を充てる。

- (1) 委員長 教育長

(2) 副委員長 委員長が委員のうちから指名する者

(3) 委員 次に掲げる者とする。

ア 教育委員会事務局長、教育委員会事務局次長並びに教育総務課、学校教育課及び商業高校事務管理課の課長級の職員

イ 教育委員会事務局長が教育総務課及び商業高校事務管理課の所属のうちからそれぞれ指名する職員

ウ 委員長が必要と認める者

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

教育委員会告示第18号

大和高田市教育委員会12月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成30年12月18日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

記

日 時 平成30年12月27日(木) 午後1時00分～

場 所 市役所 4階 委員会室

議 案 第1号 第41回大和高田市民マラソン大会実施要項(案)について

第2号 平成30年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱(案)について

第3号 後援願いについて

第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第20号

平成30年12月3日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月3日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

3分の1の数	18,920人
6分の1の数	9,460人
50分の1の数	1,136人

選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、平成29年12月1日から平成30年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を、別紙のとおり公表する。

平成30年12月3日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

別紙省略(市役所前掲示場に掲示済み)

大和高田市選挙管理委員会告示第22号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年12月28日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 日時 平成31年1月7日(月) 午前9時00分
- 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 在外選挙人名簿の抹消の取り消しについて
第3号 在外選挙人名簿の登録について
第4号 大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における立候補予定者説明会及び選挙期日等の日程について
第5号 その他

原稿誤り

平成30年11月10日付け大和高田市公報第358号(正誤)

頁	行	誤	正
9	23	第14条中「規程」を「訓令」に改め、同条を第13条とする。	第13条を第12条とする。 第14条中「規程」を「訓令」に改め、同条を第13条とする。